

# 大和町産後ケア事業のお知らせ

大和町では、お母さんをはじめご家族が安心して子育てができるように、宿泊や通所により育児サポートを受けられる「産後ケア事業」を実施しています。

令和7年度から利用料金を見直し、負担が軽減されました。



## ❖利用できる方❖

・大和町に住所があり、産後ケアを必要とする産後12か月未満の母子

(授乳がうまくいかない・・・、育児の自信がないので相談したい、無理なく育児をするためにサポートしてほしいなど)

※早産児は出産予定日を基準(修正月齢)とします。

※医療行為が必要な場合や、感染症に罹っている場合は、利用できません。

## ❖内容❖

医療機関や助産院で、母子の状況に合わせて、助産師によるケアを受けることができます。

- ・お母さんのケア:乳房ケア、健康状態の確認・相談、休息支援
- ・赤ちゃんのケア:発育や発達、健康状態の確認・相談
- ・育児相談:授乳・沐浴など、育児に関する不安や疑問の相談

## ❖利用時間・利用料金❖

	宿泊型	通所型		
利用時間	1泊2日から (10時～翌日16時)	2時間	3時間	6時間
利用料金 (町民税課税世帯)	1日 3,000円 (1泊2日 6,000円)	700円/回	1,000円/回	1,800円/回
利用回数	7日まで (分割利用可)	合わせて7回まで		

※町民税非課税世帯、生活保護世帯の方は、利用料金が減免されます。

※多胎児の方は、利用回数がいずれも10日(回)まで、2人目からの利用の自己負担はありません。

## ❖実施施設❖

- ・別紙「産後ケア事業実施施設一覧」から、利用を希望する施設を選択します。  
(施設毎に利用期間が異なります)



## ❖注意事項❖

- ・利用前に、町への申請が必要です。利用までの流れは、裏面をご覧ください。
- ・希望するケアの内容は、予約時に実施施設とご相談ください。
- ・やむを得ずキャンセルする場合は、予約日前日(前日が土・日・祝日・施設の休診日の場合は、その前の平日)の午前10時までに、予約施設に連絡してください。連絡なく利用しなかった場合には、キャンセル料をお支払いいただきます。

# 申請から利用までの流れ

利用申請	<p>*申請は利用希望日の7日前までです。 *<u>妊娠32週から事前申請を受け付けることができますが、その時点では利用決定することはできません。</u>出産後に改めてご連絡をお願いいたします。 *1月1日時点で大和町に住所のない方は、前住所地での課税(非課税)状況がわかる書類が必要です。</p> <p>○インターネットから申請</p>  <p><a href="https://logoform.jp/f/DjTiM">https://logoform.jp/f/DjTiM</a></p> <p>○窓口で申請 申請先:大和町健康推進課 【持ち物】母子健康手帳 ※「大和町産後ケア事業利用申請書兼情報提供同意書」を記入します。 *ご家族の方が申請することもできます。 *申請時、産後の状況を伺います。</p>
↓	
利用決定	<p><u>「大和町産後ケア事業利用券」を送付します</u> *通知書の発送まで1週間~2週間程度かかります。</p>
↓	
利用予約	<p><u>希望する施設に電話で直接予約します。</u> *予約時、希望するケアの内容や、必要な持ち物等を確認します。 *やむを得ずキャンセルや日程変更をする場合は、早急に施設に連絡してください。</p>
↓	
利用当日	<p><u>予約日時に施設に行き、必要なケアを受けましょう。</u> *「大和町産後ケア事業利用券兼実施報告書」を必ず持参してください。 *利用料金は、利用日当日施設にお支払いください。</p>

【利用申請・問い合わせ先】  
大和町健康推進課 母子保健係  
電話 022-345-4857

